

令和7年4月以降、物流の効率化に向けた新たな規制が始まります

- 令和7年4月（予定）から「改正物流効率化法※」が施行され、物流効率化に向けた新たな規制が導入されます。令和6年11月に、規制の具体的な内容を整理した「合同会議取りまとめ」が公表されました。
- 全ての荷主に、①荷待ち時間の短縮、②荷役時間の短縮、③積載率の向上の努力義務が課せられます（一部の荷主は②のみ）。 **Point 1**
- 年間9万トン以上の貨物を取り扱う荷主には、中長期計画の作成や定期報告などの義務が課せられます（令和8年4月以降）。 **Point 2**

※ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

改正物流効率化法のポイント

Point 1 全ての荷主に対し、努力義務が課せられます ※2025年4月以降施行

✓ 荷主は、物流効率化のため、次の①～③の措置を講じる努力義務があります。

① 荷待ち時間の短縮

（取組の例）

- ・ 貨物の出荷・納品日時の分散
- ・ 予約システムの導入

② 荷役時間の短縮

（取組の例）

- ・ 荷捌き場の確保
- ・ 出荷時の順序等を想定した荷積み工夫

③ 積載率の向上

（取組の例）

- ・ 余裕を持ったリードタイムの設定
- ・ 納入単位・回数の集約

※荷主のうち、第二種荷主（以下参照）であって、荷物の受け取り等の日時や時間帯を運転者に指示できない場合は、①～③の努力義務のうち、②の措置のみが対象となります。

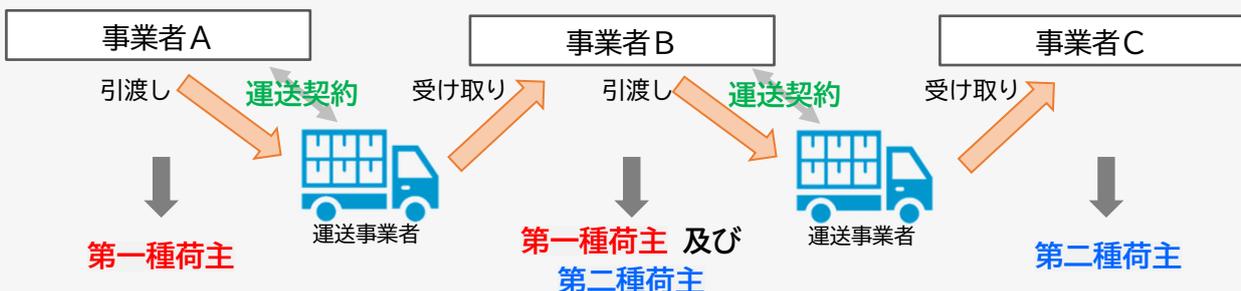
荷主の区分

• 荷主は、運送事業者との運送契約の有無により、第一種荷主、第二種荷主に区分されます。

第一種荷主： 運送事業者と契約している事業者

第二種荷主： 運送事業者との契約はなく、受け取りや引渡しのみ行う事業者

荷主の区分イメージ（基本的なパターン）



Point 2 一定規模以上の荷主に対し、義務が課せられます ※2026年4月以降施行

✓ 一定規模以上の荷主（特定荷主）は、次の①～③の義務があります。

- ① 中長期計画の作成
- ② 努力義務の遵守や荷待ち時間等の状況についての定期報告
- ③ 責任者（物流統括管理者）の選任

特定荷主の指定

- 荷主は、前年度の取扱貨物の合計重量（第二種荷主は、運転者に受け取りの時間帯等を指示できない貨物の重量を除く）が基準重量以上である場合、国への届出が必要となります。
- 国は、届出のあった者を、「特定荷主」に指定します。

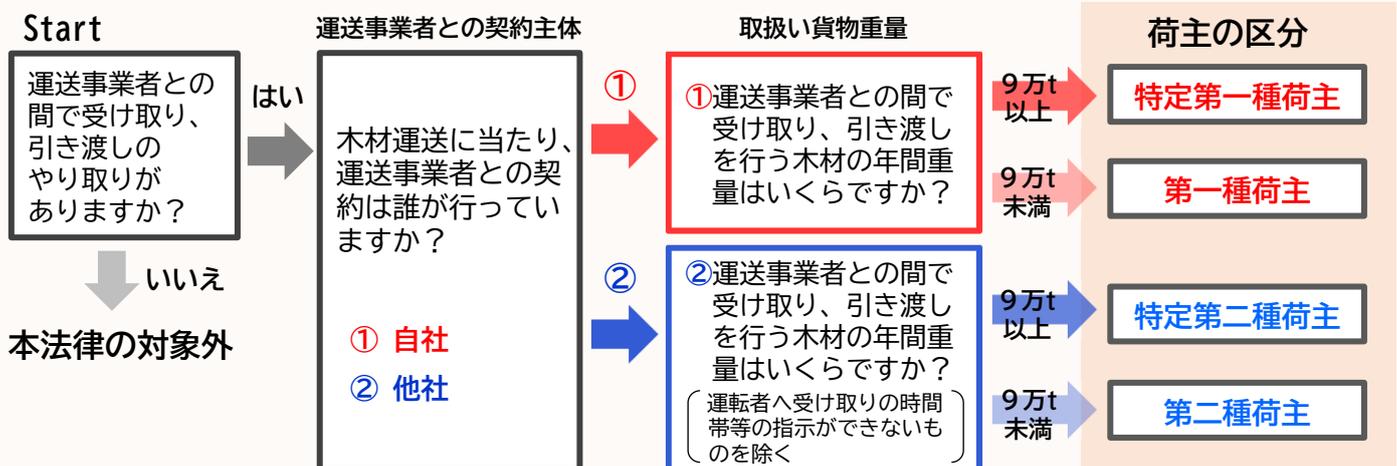
■ 特定荷主の指定基準 「合同会議取りまとめ」より抜粋（政令・省令等により定められる予定）

特定荷主の指定基準 = 取扱貨物の重量※1が9万トン※2以上

※1 荷主事業者ごと（会社単位）で算定します。また、第一種荷主、第二種荷主それぞれの立場を別々に算定します。（第一種荷主分と第二種荷主分を合算はしません。）

※2 重量の算定に当たっては、例えば、容積（材積）管理している場合、1 m³あたり280kgとして換算するなど、合理的な算定方法を用いることができる予定です。

参考 荷主区分の判断の考え方 「合同会議取りまとめ」等を基に作成



留意事項

- 運送事業者との契約について、自社契約、他社契約の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。（フローチャートの①、②両方に該当します。）
- 取扱貨物の重量は、木材の受け取り、引き渡しで区別せず、自社契約分、他社契約分のそれぞれで、受け取り分と引き渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間受け取り貨物重量5万t、年間引き渡し貨物重量5万t、いずれも他社契約の運送事業者とやり取りしている場合、第二種荷主としての取扱い貨物重量10万tとなり、特定第二種荷主に該当します。）

問い合わせ先

林野庁 林政部 木材産業課 流通班 Tel: 03-6744-2292